

株式会社 J T O W E R 定款

平成 2 4 年	5 月 2 5 日	作	成
平成 2 5 年	8 月 1 2 日	変	更
平成 2 5 年	8 月 2 7 日	変	更
平成 2 6 年	7 月 1 1 日	変	更
平成 2 6 年	9 月 2 2 日	変	更
平成 2 7 年 1	2 月 4 日	変	更
平成 2 8 年	4 月 6 日	変	更
平成 2 8 年 1	0 月 2 4 日	変	更
平成 2 9 年	3 月 3 1 日	変	更
平成 3 0 年	3 月 2 6 日	変	更
平成 3 0 年	6 月 2 7 日	変	更
令和 元年	6 月 2 6 日	変	更
令和 元年	8 月 1 3 日	変	更
令和 元年	8 月 3 0 日	変	更
令和 3 年	6 月 2 4 日	変	更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社J TOWERと称し、英文ではJ TOWER I n c.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信業
2. 電気通信設備の工事の請負、保守の受託及び賃貸
3. 電気通信システム及び情報処理システムの企画、開発、製造、販売及び賃貸並びに保守の受託
4. 通信機器及びその周辺機器の企画、開発、製造、売買及び賃貸
5. ソフトウェアの企画、開発、製作、販売及び賃貸
6. 電気通信システムを利用した楽曲、画像及び情報配信サービス並びに情報処理サービス
7. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
8. 不動産の賃貸、管理、保有及び運用
9. その他商業全般
10. 前各号の事業を営む企業に対する出資
11. 前各号に関する調査、企画、研究、開発、研修及びコンサルティングの受託
12. 投資助言・代理業
13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、64,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

②社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ②前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 17 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第 19 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役 1 名以上を定め、代表取締役の中から社長 1 名を定める。代表取締役が 1 名の場合は、当該代表取締役を社長とする。

②当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役の 1 名がこれを招集し、議長となる。

②代表取締役のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

(取締役の責任の一部免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第5章 執行役員

(執行役員)

第31条 当社は、取締役会の決議により若干名の執行役員を置くことができる。

第6章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最

低責任限度額とする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。